

(参考例)

## ○川△郎後援会 規約

### 第1条 (名称・所在地)

本会は、○川△郎後援会と称し、主たる事務所を宮崎市に置く。

### 第2条 (目的)

本会は、○川△郎氏を後援することにより、宮崎県政の発展と住民福祉の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

### 第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ア 講演会、座談会等の開催
- イ 会報等の発刊、配布
- ウ その他本会の目的達成のため必要な事業

### 第4条 (会員)

本会の会員は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって構成する。

### 第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長 名、幹事 名、会計責任者 名、監事 名

### 第6条 (役員を選出及び任期)

- (1) 役員は総会において選出する。
- (2) 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第7条 (総会及び役員会)

- (1) 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- (2) 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

### 第8条 (経費)

本会の経費は、会費(年額○, ○○○円)、寄附金その他の収入をもって充当する。

### 第9条 (会計年度及び会計検査)

- (1) 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- (2) 会計責任者は、本会の経理につき年1回幹事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

### 第10条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

### 第11条 (補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

(附 則)

本規約は、令和 年 月 日より実施する。